

施策評価シート (評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	3: 子どもの虐待防止の推進	② 施策番号	4303.2
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	1: 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	2: 子育てしやすい環境の整備		
⑥ 担当部署	⑦ 担当課名		
健康子ども部	保育子育て支援課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	全ての子どもが健全に育成されるよう子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を行う。 相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務。
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	身体障害や知的障害、発達の遅れまたは疑いのある子どもや、子育てに不安のある保護者に療育や遊びを提供し、児童が持てる力を十分に発揮できるよう支援する。また保護者の育児不安を解消し、子どもの発達特性を理解し適切なかかわりができるよう支援する。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態、今後どのように変化していくと考えられるか)	すべての子どもたちの育ちを保証するため、国を挙げて支援を行う体制がすすんでいく。 困難を抱えている親子の思いに寄り添いながら支援を進め、虐待の早期発見と防止を図る。 子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、子どもの福祉に関する支援等を充実させることにより、子どもとその保護者が地域で安心・安定した暮らしが継続できることを目指す。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 18歳未満児童数(0～17歳) 計算式:	人	0歳～17歳までの児童
② 養護相談件数(虐待) 計算式: 次年度引継ぎ件数	件	虐待相談件数
③ 要保護最終児童数	人	次年度から引き継ぐ相談人数も含めての最終人数

指標名	単位	目標値	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
① 18歳未満児童数(0～17歳)	人	目標値						
		実績値	10,626	10,243	9,898	9,898	—	
		達成率						
② 養護相談件数(虐待)	件	目標値						R1より対象指標のカウント方法を変更。(同年度内同一人物からの相談についてもカウント。兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹についてもカウント。) 成果指標の見込みは、活動指標に対する成果指標の割合の過去3年度分の平均による。
		実績値	940	746	2,488	2,400	—	
		達成率						
③ 要保護最終児童数	人	目標値						R1より対象指標のカウント方法を変更。(同年度内同一人物からの相談についてもカウント。兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹についてもカウント。)
		実績値	28	7	94	90	—	
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

事務事業名	成果指標					総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
	指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価	今後の方向性		
1 家庭児童相談室事業	要保護最終児童数	人	7	94	90	36,335	29,199	31,969	B	イ	ab	◎
2 ファミリーサポートセンター事業	活動件数	件	177	307	300	6,208	6,087	6,532	B	イ	b	
3												
5												
6												
計	2					42,543	35,286	38,501				

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	虐待の早期発見と防止を図ることにより、子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、子どもの福祉に関する支援等を充実させることにより、子どもとその保護者が地域で安心・安定した暮らしが継続できることを目指す。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2〔2〕の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	少子化の流れにあっても、支援を必要とする児童数は増えてきている。また、その内容は重大事案となってきている。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	各団体からの通告情報や要保護児童対策地域協議会において、情報を共有し、様々な状況に応じた支援を行い、子どもたちの必要に応じたサービス提供ができています。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2〔3〕を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	受給者証を所持する児童数が増加しているものの、事業所も年々増加していることから、需要に対し供給量は適正であると考えます。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2〔3〕において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	支援を必要とする子どもが増加していることから、事業の縮小は難しいと考えます。

4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	平成28年児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点設置が義務付け(努力義務)られ、この法的根拠を基に、国は児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて2022年までに設置する方針を打ち出しているため、要保護児童対策調整機関としての機能に加え、虐待対応専門員の上乗配置等の人員配置の見直しや、支援の一体性、連続性を確保するため、関係機関との円滑な連携・協働体制の一層の推進を行う必要がある。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	職員の専門知識の向上。 子どもを支援する団体との連携。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	子ども等に関する相談全般～通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的ソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点として、家庭総合支援拠点を設置。 専門職員(相談支援専門員、公認心理士、社会福祉士)の配置。
中長期的対応 (3～5年をめどに取り組む改善案)	子ども家庭総合支援拠点を核とした、学校、医療関係、警察、民間事業所等も含めた幅広い子ども総合支援体制の確立。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	家庭児童相談室、ファミリーサポートセンターの事業実施による要保護児童への支援が適切に実施されている。 困難事案への適切な対応の継続実施のため相談支援体制の充実に向けた展開を検討されたい。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある